

平成 26 年度東日本大震災復興特別会計補正予算の概要
(参考資料)

P 1 : 中間貯蔵施設等に係る交付金 (新規)

P 2 : 原子力災害からの福島復興交付金 (新規)

中間貯蔵施設等に係る交付金（環境省）
（中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金）

26年度補正予算 1,500億円【復興特会】
（新規）

背景・目的

- ・中間貯蔵施設の整備等にあたっては地元自治体に多大な影響。
- ・福島県は、中間貯蔵施設の建設受入時において、「交付金の予算化、自由度」を搬入受入の確認事項として提示。
→生活再建・地域振興策として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するため、極めて自由度の高い交付金を創設。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 中間貯蔵施設の予定地である大熊町・双葉町を中心として、同施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施
- (例)・ふるさととの結びつきを維持するための事業
- ・風評被害対策のための事業
 - ・生活空間の維持・向上のための事業

施策の効果

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和し、地元のご理解の下で、同施設の整備等に向けた取組を着実に実施することで、除染を迅速に進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資する。

原子力災害からの福島復興交付金（復興庁原子力災害復興班）

（福島原子力災害復興交付金）

26年度補正予算 1,000億円【復興特会】

（新規）

事業概要・目的

福島の復興・再生をさらに推進するためには、未だ避難指示が出されている地域の復興事業を加速化し、早期に帰還を進めることが重要であり、

- ・ 避難地域においては、放射線による汚染など「特殊な課題」に柔軟に対応することが必要。
- ・ 福島県全域での復興・再生を進めていくためには、県の復興の核となる中心的な拠点施設のさらなる充実や、風評被害の払拭などの「広域的な課題」に対応することが必要。

このような「特殊」、「広域」な課題に「長期」にわたって取り組むことが可能となるよう、地域が自主的・主体的に実施する事業に柔軟に対応することにより、原子力災害からの福島の復興と地域の自立を確かなものとする必要がある。

中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原発事故による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に広範に利用できる交付金を新たに創設し、福島県が造成する基金に対して一括交付する。

事業イメージ・具体例

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

（12市町村を対象）

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業を実施。

- ・ 公益的施設、公設民営の業務施設等の施設整備事業等

2. 原発事故からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

（県全域を対象）

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るための事業を実施。

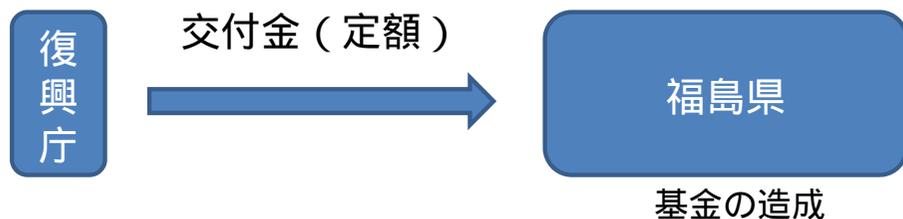
- ・ 医療、放射線対策に係る拠点整備事業等

3. 原発事故による風評被害対策事業（県全域を対象）

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策を実施。

- ・ 風評払拭を促進する拠点施設整備事業等

資金の流れ



期待される効果

原発事故により甚大な被害を受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興を効果的に進めることが期待される。

県が造成する基金に一括交付することにより、県が自主的・主体的に生活再建策及び地域振興策を行うことが可能。

原子力災害からの福島復興交付金の事業例

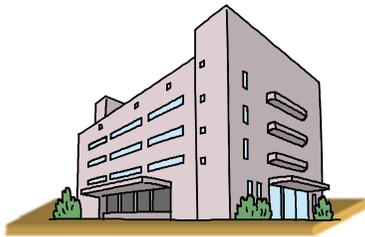
被災地域における帰還・再生推進事業

公益的施設、公設民営の業務施設等の施設整備事業
公益的施設に係る運営事業
帰還・再生に資するソフト事業
新たな空間整備のための調査設計事業
被災家屋等の解体・撤去事業
病院や介護施設などの公益的施設、業務施設及び住宅団地の立地のための用地取得・造成事業(分譲価格は控除)

【病院や介護施設などの公益的施設の整備】



【公設民営の業務施設の整備】



【被災家屋の解体・撤去】



原発事故からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

医療及び放射線対策に係る拠点施設整備事業
上記施設に係る運営事業
福島の復興再生に資する重点産業の進出支援事業

【放射線対策拠点整備】



【医療拠点整備】



原発事故による風評被害対策事業

風評払拭促進拠点施設整備事業
教育旅行回復支援事業
風評払拭に資するソフト事業

【風評払拭促進拠点】



【教育旅行回復】

